

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

# 憲 法

## 〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

## 〔事案〕

〔1〕 A 県は、「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより青少年を保護すること」を目的として、「A 県青少年の健全育成等に関する条例」（以下「本件条例」という。）を制定し、「著しく青少年の犯罪を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの」（本件条例第 16 条 1 項 3 号）などを「有害図書」として指定する制度を定めている。本件条例は、「有害図書」に指定された図書等について、「何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせないようにしなければならない。」（同条 4 項）と定めている。

〔2〕 著名なノンフィクション・ライター X は、株式会社 B 社より 202X 年 4 月 2 日、『ドラッグを語り尽くす』（以下「本件図書」という。）を出版した。本件図書の内容は、X が薬物使用者たちにインタビューを行い、各種の違法薬物等（覚せい剤、ヘロイン、大麻）の特徴、使用による精神変容や身体的問題等について薬物使用者たちが自らの体験に基づいて語るものである。

〔3〕 A 県知事による諮問を受けた A 県青少年健全育成審議会は、本件図書が直接的に違法薬物の使用をそそのかしているとまではいえないものの、青少年にとっても手取りやすい表紙であり、内容が物語的で読みやすい点や、薬物の有害性についての記述が少ない点から判断能力の未熟な青少年が本件図書の閲覧により違法薬物の使用にいたるおそれがあることを理由に、同年 5 月 18 日、本件図書を本件条例第 16 条 1 項 3 号に該当する「有害図書」として指定することが適当である旨答申した。

〔4〕 A 県知事は、同月 25 日、上記答申を受け、本件図書を本件条例第 16 条 1 項 3 号に該当する「有害図書」に指定した（以下「本件処分」という。）。

〔5〕 X は、本件処分により、㊦青少年に対し、本件図書を閲覧させることができなくなる、㊧書店等が、警察の摘発をおそれて本件図書を取り扱わない結果、成人までもが閲覧等する機会を失い、事実上、本件図書の閲覧の全面的禁止につながるなどの不利益が生じると主張して、本件処分の取消しを求めた。

問1 違法行為をせん動する表現の規制にどのような憲法上の問題があり、せん動規制についてどのようにその合憲性を審査すべきかを説明しなさい。

問2 A 県側は、最高裁判所が「著しく性的感情を刺激」する「有害図書」の青少年への販売規制を定める岐阜県条例について、憲法第21条1項に違反しないと判断している（最3小判1989（平元）年9月19日民集43巻8号785頁）ことを指摘して、本件条例も合憲であると主張している。X 側は、これに対して本件条例の規定及び本件処分の違憲性をどのように主張すべきかを論じなさい。

以 上